

## 愛・野球博実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は、愛・野球博実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 実行委員会は、事務所を愛媛県松山市に置く。

(目的)

第3条 「野球王国・愛媛」の認知度の向上、「野球の聖地」としての地位の確立、魅力の発信等により交流人口の拡大、地域の活性化、野球人口やファンの拡大、競技力の向上に取り組むことを通じて、スポーツ立県えひめの実現を目指す。

(事業)

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 「野球の聖地」としての地位の確立に関すること。
- (2) 野球の競技人口の拡大及び競技力の向上に関すること。
- (3) 若い世代が野球に夢を抱く環境づくりに関すること。
- (4) その他、実行委員会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

第5条 実行委員会は、会長、委員及び監事で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

- (1) 県内市町長
- (2) 関係機関又は関係団体を代表する者
- (3) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第6条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 4名
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

第7条 会長は、愛媛県知事をもって充てる。

2 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、会長が委嘱する。ただし、委員と兼ねることはできない。

(役員職務)

第8条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

3 この会が行う契約その他の法律行為のうち、この会と会長との利益が相反する行為及び民法(明治29年法律第89号)第108条の規定の適用を受ける行為については、副会長が会長の職務を代理する。

4 監事は、実行委員会の会計を監査し、必要があるときは、会長に対し意見を述べることができる。

(オブザーバー)

第9条 実行委員会に、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会長が委嘱する。

3 オブザーバーは、実行委員会の会議(以下「会議」という。)に出席し、意見を述べることができる。

(会議の構成)

第10条 会議は、会長、委員、監事及び会長が特に必要と認める者をもって構成する。

(会議の機能)

第11条 会議は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

(1) 会則に関する事。

(2) イベントの準備、開催、運営等の基本方針に関する事。

(3) 事業計画及び事業報告に関する事。

(4) 収支予算及び決算に関する事。

(5) その他、実行委員会の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(招集及び議長)

第12条 会議は、会長が招集し、議長となる。

(定足数)

第13条 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(議決)

第14条 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第15条 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

2 会長が必要と認める場合には、委員に対し、書面により賛否を求め、その回答をもって、会議の議決に代えることができる。

(専決処分)

第16条 会長は、会議を招集する暇がないと認めるときは、会議の議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議において報告しなければならない。

(プロジェクトチーム)

第16条の2 実行委員会に、必要に応じてプロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームはメンバーをもって構成する。

3 メンバーは、会長が任命し、又は委嘱する。

4 プロジェクトチームは、基本方針等に基づき、事業の実施に必要な事項を検討する。

5 前各項に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(企画委員会)

第17条 実行委員会に、企画委員会を置く。

2 企画委員会は、企画委員をもって構成する。

3 企画委員は、会長が任命し、又は委嘱する。

4 企画委員会は、基本方針等に基づき、実施計画等の事業の実施に必要な事項を検討する。

5 前各項に定めるもののほか、企画委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第18条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第19条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度等)

第20条 実行委員会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計処理は、会長が別に定めるもののほか、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の例による。

(解散)

第21条 実行委員会は、第3条に規定する目的が達成されたときは、会議の議決により解散するものとする。

(剰余金及び欠損金)

第22条 実行委員会が解散する際に剰余金又は欠損金が生じたときは、会議の議決により処理するものとする。

(その他)

第23条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成30年4月11日から施行する。

2 実行委員会設立当初の会計年度は、第20条第1項の規定にかかわらず、この会則の施行の日から平成31年3月31日までとする。

附 則

この会則は、令和2年9月3日から施行する。